

香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領の新旧対照表

改正後	改正前
(評定結果の通知等) 第9条 契約担当者は、前2条の規定による報告を受けたときは、その評定結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果通知書(別紙―2)及び評価項目別評定点表(別紙―3)により通知する<u>ものとする。</u> <u>2 前項で通知した内容について、成績評定結果一覧(工事)(別紙―5)により企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が(別紙―2)及び(別紙―3)を事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。</u> (評定の修正) 第10条 契約担当者は、第7条及び第8条の規定により報告を受けた評定結果を修正する必要があると認められる場合には、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評定審査委員会に諮り、評定結果を修正することができる。 2 工事執行者は、前項の規定により評定結果が修正されたときは、改めてその結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果変更通知書(別紙―4)及び評価項目別評定点表(別紙―3)により通知する<u>ものとする。</u> <u>3 前項で通知した内容について、成績評定結果一覧(工事)(別紙―5)により企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が(別紙―3)及び(別紙―4)を事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。</u>	(評定結果の通知等) 第9条 契約担当者は、前2条の規定による報告を受けたときは、その評定結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果通知書(別紙―2)及び評価項目別評定点表(別紙―3)により通知する<u>とともに、事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。</u> (評定の修正) 第10条 契約担当者は、第7条及び第8条の規定により報告を受けた評定結果を修正する必要があると認められる場合には、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評定審査委員会に諮り、評定結果を修正することができる。 2 工事執行者は、前項の規定により評定結果が修正されたときは、改めてその結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果変更通知書(別紙―4)及び評価項目別評定点表(別紙―3)により通知する<u>とともに、事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。</u>

(説明の請求等)

第11条 第9条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日(休日および土曜日を含む。)以内に書面により、工事執行者を經由して契約担当者に評定の結果について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により受注者から説明を求められたときは、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評定審査委員会の審議を経て、工事執行者を經由して書面により回答するものとする。

3 第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(説明の請求等)

第11条 第9条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日(休日および土曜日を含む。)以内に書面により、工事執行者を經由して契約担当者に評定の結果について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により受注者から説明を求められたときは、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評定審査委員会の審議を経て、工事執行者を經由して書面により回答するものとする。

3 工事執行者は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。